

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の内容

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定により、なお効力を有するものとされた改正法による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）における介護療養型医療施設に係る規定は、令和6年3月31日をもってその効力を失う。

そのため、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めた指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則について、旧介護保険法における介護療養型医療施設に係る規定を引用する条項の規定の整理を行った。

2 施行期日

令和6年4月1日